

令和3年度 仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付事業 【申請のてびき】

(みやぎ環境税活用事業)

【 目 的 】

仙台市では、地球温暖化の主因である二酸化炭素(CO₂)の排出量削減を積極的に進めていることから、重油等を使用するボイラーから、より二酸化炭素排出量が少ない都市ガス等を燃料とするボイラー(低炭素型ボイラー)へ熱源転換される事業者の皆様を対象に、ボイラーの設置工事費の一部を補助します。

また、東日本大震災のような災害発生時の燃料供給途絶のリスク対応を強化する観点から、都市ガス等の燃料のほか、他の燃料種にも対応できる施設については、補助上限額を引き上げ導入を推進します。

【 内 容 】

- 1 補助制度について
- 2 申込受付期間について
- 3 補助の条件について
- 4 手続きについて
- 5 その他

仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付事業 手続きフロー,
書類提出時チェックシート(申請時, 実績報告時)

申請についての問い合わせ先

仙台市環境局環境部環境対策課

Tel : 022-214-8222(直通)

Fax : 022-214-0580

1 補助制度について

【仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付要綱(以下、要綱とする。) 第4条, 第8条, 別表】

(1) 補助対象経費としては以下のものを対象とします。

- ア 設計費
- イ 既存設備撤去費
- ウ 新規設備機器費
- エ 新規設備設置工事費(改造含む)
- オ 敷地内ガス管敷設費



※各補助対象経費に消費税・地方消費税は含めません。

※既存設備および過去に使用されたことのある設備は新規設備として認められません。

(2) 補助金は補助対象経費の1/3以内とします。

(3) 補助金の上限額は以下のとおりです。

- ア 都市ガス等を専焼するボイラーを導入した場合は5,000千円
- イ 都市ガス等と重油等を混焼できるボイラーを導入した場合は6,000千円

(4) 補助事業者は、同一会計年度内に1回に限り補助事業を申請できます。また、補助事業者が当年度の1月31日までの期間中に受けることのできる補助金総額の上限額は前年度の補助金の額と合わせて(3)のとおりとします。

(5) この補助金と併せて他の制度の補助金を受ける場合、この補助事業に係る補助金の合計額が補助対象経費に2/3を乗じた額を超えることは出来ません。

(6) 令和3年度の予算総額は16,000千円であり、予算の範囲内で交付の決定を行います。

2 申込受付期間について【要綱 第8条, 第10条】

(1) 実施期間中の各年度において、募集を開始してから10月31日までです。

※令和3年度の申請受付期日は10月31日が日曜日、10月30日が土曜日のため、10月29日(金)です。

(2) 令和3年度の申込受付は先着順とし、6月1日(火)午前10時から環境対策課(MSビル二日町5階)で申請を受付します。

(3) 補助金の額が予算の総額に達した場合は、募集期間内であっても申請の受付を終了します。

3 補助の条件について【要綱 第4条～第7条, 別表】

- (1) 仙台市内で、重油等を燃料(専焼のものに限る。)とするボイラーを設置し、使用している事業者を対象とすること(事業に供するものを対象とし、リースは除く。)
- (2) 更新前の施設が大気汚染防止法第2条第2項に規定する施設となっている場合は、同法第6条第1項に基づく届出をしていること
- (3) 低炭素型ボイラーへ転換するための以下の工事を対象とすること
 - ア ボイラー本体(バーナー含む)の更新工事
 - イ ボイラーのバーナー(付属部品含む)の交換工事※更新前設備は撤去等により使用できないようにしてください。
※更新する設備は更新前と定格熱出力が同等か、またはそれ以下のものを選んでください。
※更新前後で、定格熱出力が高くなる場合であっても、二酸化炭素削減効果が高い場合はご相談下さい。
※要綱別表に記載する費用以外は対象外となります(申請書作成費等)。
- (4) 個人(個人事業者)の場合は、本市の市税、みやぎ環境税等を滞納していないこと。また、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有するものに限る。)を行い、かつ、滞納していないこと。
- (5) 個人以外の場合は、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告(当該申告の義務を有するものに限る。)を行い、かつ、本市の市税、みやぎ環境税等を滞納していないこと
- (6) 暴力団等との関係を有していないこと

4 手続きについて

手続き全体の流れは、「仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付事業 手続きフロー」を参照して下さい。

全ての書類は2部用意し、必要事項を記入のうえ、添付書類とともに担当窓口へ提出して下さい。

提出は、1度に1申請に限ります。

※提出前に「仙台市低炭素型ボイラー転換補助金 書類提出時チェックシート」にて、申請内容および提出書類の確認をお願いします。担当がチェックシートを確認しますので申請時にご持参ください。

※窓口で申請書を提出される方が申請者と異なる場合は、必ず委任状をお持ちください(本てびき

に参考様式有)。

(1) 補助金交付申請について【要綱 第8条及び別表】

補助金交付申請書(第1号様式)に添付する書類は以下のとおりです。

ア 補助対象経費に係る見積書の写し

入札または相見積の結果が分かるようにしてください。契約に係る注意事項は「仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付要綱」の別表をご覧ください。

なお、すべての見積書について、一式で50万円以上の見積項目が含まれている場合は、その部分の内訳書の添付が必要です。

イ 経営する事業の許可証の写しまたは法人の登記事項証明書の写し

注) 申請者が個人の場合は住民票の写しを添付してください。

ウ 他に申請する予定の補助等の名称, 申請先, 申請額等を記した書類

注) 様式は自由。すでに申請している場合は, 申請書の表紙の写しを添付してください。

エ 更新に係る新旧ボイラーの資料(カタログ等の性能の分かるもの, 現場の写真等)

オ 市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付されたもの)

担当が税務担当課に市税納付状況を照会することに同意しない方のみ必要となります。

カ 暴力団等との関係を有していないこと等を確認する誓約書(本てびきに参考様式有)

(2) 交付決定について【要綱 第10条】

交付決定までの流れは以下のとおりです。

ア 申請書については届出要件に適合するものから先着順に受理します。

(申請書の提出時点で不備のあるものについては, 不備が修正された時点において受理するものとします。)

イ 担当は, 申請書を受理してから21日以内に申請書の内容を審査し, 補助金の交付の可否を決定し, 交付決定通知書(第2号様式)または不交付決定通知書(第3号様式)により補助事業者へ通知します。

(3) 補助事業の着手について【要綱 第11条】

補助事業者は, 交付決定の通知を受けてから補助事業に着手するものとします。

(4) 交付決定後の手続きについて【要綱 第12条～第15条】

交付決定後から補助事業が終了するまでの間に必要となる手続きは以下のとおりです。

ア 補助金の補助金交付の申請を取り下げるとき

補助金交付申請取下届出書(第4号様式)を提出してください。

(交付決定の通知日から21日以内)

イ 補助事業の内容変更, 事業の中止・廃止しようとするとき

補助事業計画変更承認申請書(第5号様式)または補助事業中止(廃止)承認申請書(第6号様式)を提出してください。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないときまたは補助事業の遂行が困難になったとき

補助事業事故報告書(第7号様式)を提出してください。

(5) 実績報告について【要綱 第16条～第18条】

補助事業が完了したときは担当に補助事業実績報告書(第8号様式)を提出します。

設置したボイラーが複数ある場合は, 第8号様式の別紙は使用の本拠または型式ごとに1枚ずつ作成してください。

※提出前に「仙台市低炭素型ボイラー転換補助金 書類提出時チェックシート」にて, 提出書類の確認をお願いします。担当がチェックシートを確認しますので実績報告時にご持参ください。

ア 報告期限

補助事業の完了日から起算して30日以内(最終報告期限は属する会計年度の1月31日)。

イ 添付書類

(ア) 補助対象経費に係る契約書または請求書の写し

(イ) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し

(ウ) 他の補助等を証する書類

(エ) 施工中と施工完了後の写真, 更新した施設の仕様, 配置図等の資料

ウ 消費税及び地方消費税仕入控除税額について

補助事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には, 消費税および地方消費税仕入控除税額報告書(第9号様式)により速やかに報告するとともに, 市長の指示を受けてこれを返還してください。

(6) 補助金の交付について【要綱 第19条, 第20条】

ア 補助事業の成果が補助金交付決定内容と, これに付した条件に適合すると認められるとき, 補助金の額の確定通知書(第10号様式)を補助事業者へ通知します。

イ 補助事業者は, 補助金の額の確定通知書を受けた場合, 速やかに補助金支払請求書(第11号様式)を提出してください。

ウ 補助金支払請求に基づき、補助金が交付されます。

5 その他

(1) 補助対象経費により取得した財産について【要綱 第22条】

補助事業者は、善良なる管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければなりません。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第6までに定める耐用年数を経過する前に、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付または担保に供することはできません。

(2) 立入検査について【要綱 第23条】

補助金交付決定通知書に記載された条件の遵守状況を確認するために立入検査を行い、または、報告を求めることがあります。

補助金交付決定通知書に記載された条件

第2号様式, 3 補助金交付の条件, (1)

「仙台市補助金等交付規則及び仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付要綱、並びに補助金の交付決定内容と付された条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行い、要綱の目的が達成されるように施設を使用しなければなりません。」

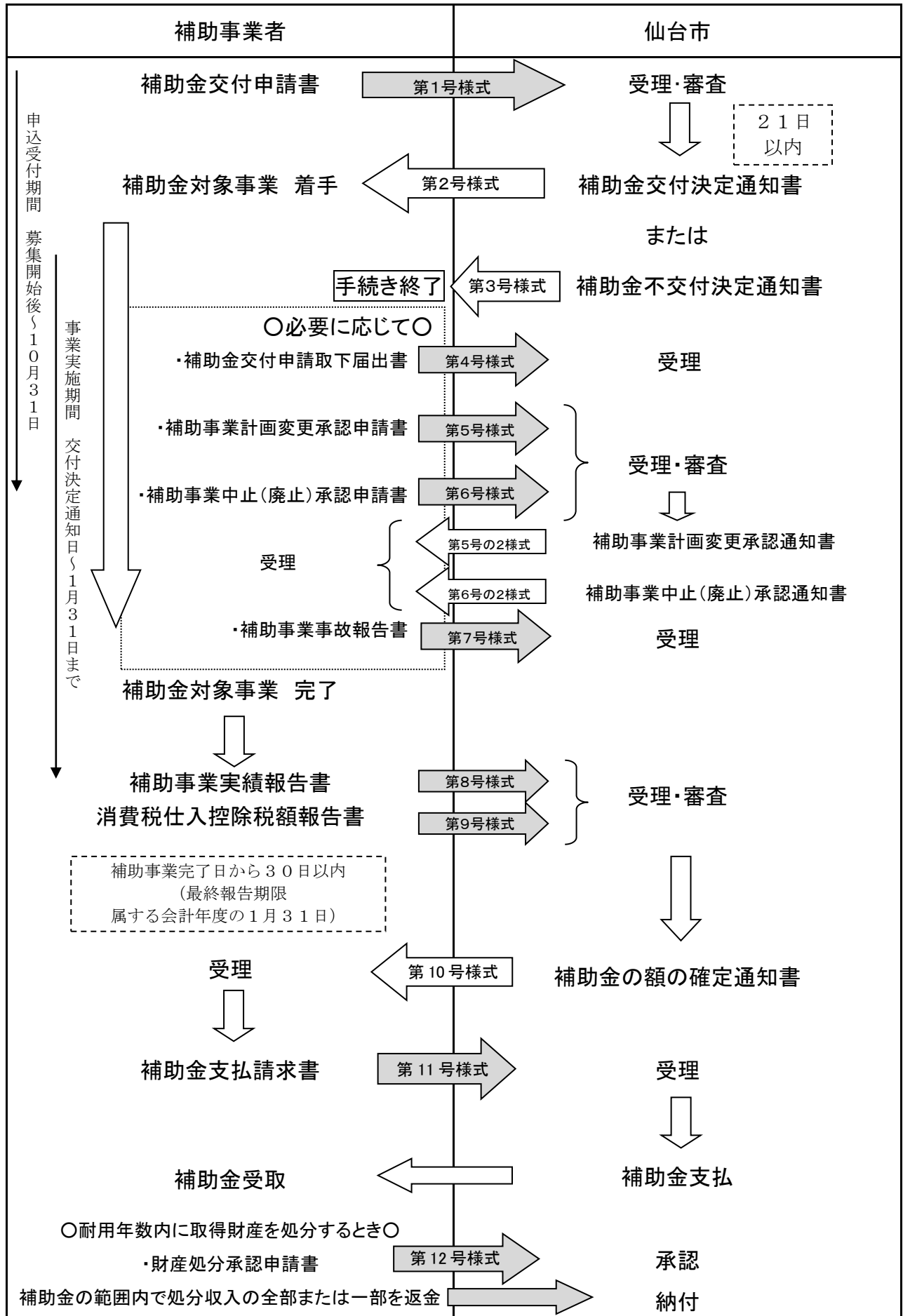
仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付要綱 (目的)第2条

「この補助金は、仙台市内のボイラー設置事業者を対象に、重油、軽油、または灯油(以下「重油等」という。)を燃料(専焼のものに限る。)とするボイラーから、二酸化炭素排出係数が低い都市ガス、天然ガス(NG)、または液化石油ガス(LPG)(以下「都市ガス等」という。)を主に燃料とする低炭素型ボイラー(混焼のものを含む。)への転換(以下「補助事業」という。)を進め、温室効果ガスの排出量を削減し、杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)に掲げる脱炭素都市づくりに資することを目的とする。また、災害時の対応力強化の観点から、複数の燃料を使用可能とする施設の導入も併せて推進する。」

(3) 書類の保存について【要綱 第24条】

補助事業に関する書類は、当該補助対象経費により取得した財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第6までに定める期間を経過した年度または廃止した年度の翌年度から10年間保存が必要です。適切な管理をお願いします。

仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付事業 手続きフロー



誓約書

〇年〇月〇日

仙 台 市 長 様

申請者の住所又は所在地 仙台市〇〇区〇〇▲丁目■■■-〇

申請者の氏名又は名称 (株)☆☆☆☆

代表取締役 ■■■■■■

印

仙台市補助金等交付規則施行要領第3条第2項の規定に基づき、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。また、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

委任状

〇年〇月〇日

仙台市長 様

住所又は所在地 仙台市〇〇区〇〇▲丁目■■-〇

委任者 (株)☆☆☆☆

氏名 代表取締役 ■■ ■■ 印

私は、下記を代理人と定め、 年度仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付申請に関する一切の権限を委任します。

記

事業所名 _____

事業所所在地 _____

氏名 _____

申請時

仙台市低炭素型ボイラー転換補助金 書類提出時チェックシート(申請時)

※本チェックシートを申請時にご持参ください。

申請日	
申請者	

転換前のボイラーについて

用途	
燃料使用量(年間使用量)	(kL/年)

内容の確認(全般)

	チェック欄	確認事項
1		次の①～④が「仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付要綱 別表」の要件を満たしているか ① 補助事業(対象工事) ③ 補助対象経費 ② 補助事業者 ④ 補助金の額
2		補助事業は属する会計年度の1月31日までに完了予定か (事業実施後の実績報告期限も1月31日)
3		補助対象経費に含む内容は着手前か (交付決定前に着手している場合、補助対象外となります。)
4		市税の滞納はないか
5		転換前の施設が大気汚染防止法第2条第2項に規定する施設となっている場合は、同法第6条第1項に基づく届出をしているか ※ 届出の対象となるボイラーとは？ 環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のボイラー

(裏面へつづく)

提出書類の確認

	チェック欄	提出書類	補足
1		仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付申請書	第1号様式
2		仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付申請書 別紙(補助事業内容)	第1号様式 別紙
3		補助対象経費に係る見積書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・見積有効期限がある場合は期限内か ・すべての見積書について一式で50万円以上の見積項目が含まれている場合は、その部分の内訳書が添付されているか ・発注先の選定にあたり、補助事業の運営上、競争入札(又は3社以上の相見積)が著しく困難又は不相当である場合は、事前に発注先選定理由書を提出しているか
4		経営する事業の許可証の写し又は法人の登記事項証明書の写し(申請者が個人の場合は住民票の写し)	—
5		他に申請する予定の補助等の名称, 申請先, 申請額等を記した書類 ※	任意様式 既に申請している場合は申請書の表紙の写し ※他に申請予定がある場合のみ必要
6		更新に係る新旧ボイラーの資料	カタログ等の性能が分かるもの, 現場の写真等
7		市税の滞納がないことの証明書(申請日前30日以内に交付されたもの) ※	※担当が税担当課に市税納付状況を照会することに同意しない方のみ必要
8		暴力団等との関係を有していないこと等を確認する誓約書	任意様式
9		委任状 ※	任意様式 ※窓口で申請書を提出される方が申請者と異なる場合のみ必要

仙台市低炭素型ボイラー転換補助事業についての詳細は,
「仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付要綱」および
「仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付事業【申請のてびき】」をご確認ください。

実績報告時

仙台市低炭素型ボイラー転換補助金 書類提出時チェックシート(実績報告時)

※本チェックシートを実績報告時にご持参ください。

申請日	
申請者	

転換後のボイラーについて

用途	
耐用年数(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める期間)	年

提出書類の確認

	チェック欄	提出書類	補足
1		補助事業実績報告書	第8号様式
2		補助事業実績報告書(別紙)	第8号様式 別紙 設置したボイラーが複数ある場合は、使用の本拠または型式ごとに1枚ずつ作成してください。
3		補助対象経費に係る契約書又は請求書の写し	—
4		補助対象経費の支払いを証する書類の写し	—
5		他の補助等を証する書類 ※	※他に申請がある場合のみ必要
6		施工中と施工完了後の写真, 更新した施設の仕様, 配置図等の資料	—
7		消費税および地方消費税仕入控除税額報告書 ※	第9号様式 ※補助事業実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合のみ提出が必要

仙台市低炭素型ボイラー転換補助事業についての詳細は,
「仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付要綱」および
「仙台市低炭素型ボイラー転換補助金交付事業【申請のてびき】」をご確認ください。